



島根県報

平成30年6月15日（金）

号外第85号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

（薬事衛生課） 4

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例

（ ” ” ） 5

公布された条例等のあらまし

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 条例の概要

(1) 旅館業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとすることとした。（第2条関係）

ア 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

イ 客室又は便利な位置に、適当な数の便所及び洗面所を設けること。

ウ 便所には、手洗設備を設けること。

エ 洗面所には、適当な数の水栓を設けること。

オ 浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。

カ 共同浴室は、貯湯槽を設置する場合にあっては、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること等とすること。

(2) 旅館業施設に係る衛生措置の基準は、定期的に清掃することとすることとした。（第5条関係）

(3) 客室、寝具類、洗面所及び便所に係る衛生措置の基準を廃止することとした。（第5条関係）

(4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（条例第29号）

1 条例の概要

(1) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとすることとした。（第2条第1項関係）

区域	期間
1 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートル以内の区域	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び学校の休業日（授業等を行わない日をいう。）を除く。）
2 児童福祉法に規定する児童福祉施設及び旅館業法施行条例に規定する施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	当該施設が開所している日又は開館している日
3 1及び2の区域のほか、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を早急に防止することが特に必要である区域として規則で定める区域	当該区域における住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の事情を勘案し、これを防止することが特に必要である期間として規則で定める期間

(2) 知事は、(1)の表の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならないこととした。（第2条第2項関係）

(3) 住宅宿泊事業を営む旨の届出をした、又は届出をしようとする者から住宅宿泊事業の実施に係る申請があった場合において、(1)の表の区域における生活環境の保持の観点から(1)の表の期間の全部又は一部について制限する必要があると知事が認めるときは、当該申請をした者は当該期間に住宅宿泊事業を実施することができることとした。（第2条第3項関係）

(4) 知事は、(3)の申請があった場合においては、当該区域を管轄する市町村長に、当該申請に関し、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるかどうかについての意見を求めるものとする事とした。（第2条第4項関係）

(5) 住宅宿泊事業を営む旨の届出がされた後に、当該届出に係る住宅の所在する区域が(1)の表の区域に該当することとなった場合の当該住宅における住宅宿泊事業については、その該当することとなった日から60日を経過する日ま

での間は、当該住宅宿泊事業の実施を制限しないこととした。（第2条第5項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 1 条第 1 項第 11 号」を「第 1 条第 1 項第 8 号、第 2 項第 7 号及び第 3 項第 5 号」に改め、「ホテル営業の」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までを削り、同項第 5 号中「各階の」を削り、「位置に、」の次に「適当な数の」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 6 号及び第 7 号を削り、同項第 8 号中「流水装置の」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 9 号及び第 10 号を削り、同項第 11 号中「おおむね定員 5 人につき 1 個」を「適当な数」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 12 号を第 5 号とし、第 13 号を第 6 号とし、同条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 5 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 旅館業施設

定期的に清掃すること。

第 5 条第 2 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、同項第 7 号中「又は毎年 1 回以上公立の衛生検査機関若しくは同法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者により」を「その他」に改め、「旨の確認を受けた」を削り、同号を同項第 3 号とする。

第 6 条第 2 号中「、泥酔者等で」を削る。

第 8 条中「次に掲げる事項を守らなければならない」を「前条の許可証を旅館業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 29 号

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の適正な実施を確保するため、法第18条の規定により、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(制限する区域及び期間等)

第 2 条 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとする。

区域	期間
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートル以内の区域	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校の休業日（授業等を行わない日をいう。）を除く。）
2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設及び旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）第 3 条第 1 項に規定する施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	当該施設が開所している日 又は開館している日
3 1 の項及び 2 の項に定めるもののほか、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を早急に防止	当該区域における住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の事情を勘案し、これ

<p>することが特に必要である区域として規則 で定める区域</p>	<p>を防止することが特に必要 である期間として規則で定 める期間</p>
---------------------------------------	-----------------------------------------------

- 2 知事は、前項の表 3 の項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 法第 3 条第 1 項の届出をした、又は届出をしようとする者から住宅宿泊事業の実施に係る申請があった場合において、第 1 項の表の区域における生活環境の保持の観点から同表の期間の全部又は一部について制限する必要がないと知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該申請をした者は当該期間に住宅宿泊事業を実施することができる。この場合において、知事は、申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、前項の申請があった場合においては、当該区域を管轄する市町村長に、当該申請に関し、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。
- 5 法第 3 条第 1 項の届出がされた後に、当該届出に係る住宅の所在する区域が第 1 項の表の区域に該当することとなった場合の当該住宅における住宅宿泊事業については、その該当することとなった日から 60 日を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。